

会発第353号
平成13年5月15日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察建設工事入札参加者選定要領について（通達）

このたび、岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領における選定業者数の改正に伴い、岐阜県警察建設工事入札参加者選定要領（平成11年12月1日付け会発第741号）の全部を改正し、平成13年5月15日から施行することとしたので誤りのないようにされたい。

岐阜県警察建設工事入札参加者選定要領

1 目的

この要領は、「岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領」（平成13年4月1日付け工検第11号。以下「県選定要領」という。）及び「岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領の運用基準」（平成7年3月31日付け監第772号。以下「県運用基準」という。）に基づき、警察本部及び警察署が執行する建設工事の業者選定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 工事種別による発注

工事は、「発注工事の種別ごとに県が発注する建設業の種別」（平成28年6月1日告示第362号）の区分に基づき発注するが、工事費250万円以下となる場合又は個別に発注することが適当でないと認められる場合には、主な工事に包含して発注することができる。

3 発注標準

建設工事及び建設業者の等級格付は、「岐阜県建設工事発注標準」（平成13年7月1日付け工検第107号。以下「県発注標準」という。）第2の規定によるものとし、道路標識工事、道路標示工事及び交通信号機工事については、県発注標準第2の5の規定に基づき、等級格付を次のとおり定める。

(1) 道路標識工事

等級格付	予定価格	総合点数
A	5,000千円以上	850点以上
B	5,000千円未満	849点以下

(2) 道路標示工事

等級格付	予定価格	総合点数
A	7,500千円以上	850点以上
B	7,500千円未満	849点以下

(3) 交通信号機工事

等級格付	予定価格	総合点数
A	25,000千円以上	800点以上
B	25,000千円未満	799点以下

4 選定基準

県選定要領第3の2の規定に基づき、選定基準を次のとおり定める。

- (1) 建築一式工事、電気工事及び管工事については、別表1の範囲内で選定することができる。また、原則として、別表2の地区内で選定するものとする。
- (2) 建設業法に基づく特定建設業の許可を必要とする工事については、原則として、許可を受けた業者の中から選定する。

5 選定基準の特例

県選定要領第3の3(4)の規定に基づき、選定基準の特例を次のように定める。

別表3の工事にあっては、業者数が少ないため、等級格付にかかわらず選定することができる。

6 県運用基準の取扱い

県運用基準の取扱いは次によるものとする。

(1) 選定回避

ア 業者（法人の場合は、役員を含む。）が、法令に違反するなど入札参加資格者として不適当と認められる行為を行った場合は、入札参加資格の停止がされるまでの期間又は入札

参加停止等の措置が取られない場合であっても、状況に応じて一定の期間選定しないことができる。

イ 年間完成工事高が、発注工事費に満たない場合は、選定しないことができる。

(2) 地理的条件

ア 原則として、県内に本店又はそれに準ずる営業所を有するものを対象に選定する。

イ 選定順位は、原則として、本店又はそれに準ずる営業所の所在地が工事場所に近い業者から選定する。

ウ 地区内のみでは選定する業者数が不足する場合は、隣接する地区内の業者から選定する。

エ 次の場合は、県外業者（県外に本店を有するもの）の中から選定することができる。

(ア) 大規模な工事又は特殊な工事等で、県内業者の中から選定することが困難な場合

(イ) 競争上、県外業者を入札に参加させることが適当であると認められる場合

(ウ) その他県外業者の中から選定することが適当であると認められる場合

7 選定業者数

建設工事に係る選定業者数は、次によるものとする。

(1) 県発注標準第2の1から4までの規定により、等級格付されている建設工事については、県選定要領第5の基準によるものとする。

(2) 3(1)から(3)までに規定した建設工事については、別表4により運用するものとする。

8 地質調査等業務委託業者選定基準

県選定要領第4第2項に規定する選定基準の運用については、次のとおりとする。

(1) 原則として、指名競争入札をもって行う。

(2) 原則として、県内に本店を置く者又は県内に営業所等を有する者から選定する。

(3) 業者選定に当たっては、原則として、地域性は考慮しない。

(4) 委託する業務ごとに選定する業者の数は、県選定要領第6の基準によるものとする。

9 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ、その都度決定する。

附 則（平成13年5月15日付け会発第353号）

この要領は、平成13年5月15日から施行する。

附 則（平成13年7月6日付け会第528号）

この要領は、平成13年7月6日から施行する。

附 則（平成15年4月28日付け会第548号）

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日付け会第318号）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月1日付け会第465号）

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成19年4月25日付け会第355号）

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成19年6月26日付け会第521号）

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年8月19日付け会第556号）

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成24年6月15日付け会第549号）

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年7月8日付け会第594号）

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成30年6月22日付け会第352号）

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

別表1
(建築)

等級格付	総合点数	予定価格	
		上限額	下限額
A	790点以上		2,500万円以上
B	720点以上 789点以下	1億円未満	1,200万円以上
C	719点以下	5,000万円未満	

(電気)

等級格付	総合点数	予定価格	
		上限額	下限額
A	750点以上		1,000万円以上
B	640点以上 749点以下	4,000万円未満	250万円超過
C	639点以下	1,200万円未満	

(管)

等級格付	総合点数	予定価格	
		上限額	下限額
A	750点以上		1,000万円以上
B	640点以上 749点以下	4,000万円未満	250万円超過
C	639点以下	1,200万円未満	

別表2

地区	管内管轄機関
岐阜地区	岐阜土木事務所
西濃地区	大垣土木事務所、揖斐土木事務所
中濃地区	美濃土木事務所、郡上土木事務所、可茂土木事務所
東濃地区	多治見土木事務所、恵那土木事務所
飛騨地区	下呂土木事務所、高山土木事務所、古川土木事務所

別表3

工事の種類
<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信工事 ・防水工事 ・その他工事

別表4

区分	道路標識工事	道路標示工事	交通信号機工事
A	8名以上	8名以上	10名以上
B	6名以上	6名以上	8名以上
	工事費250万円以下	5名以上	5名以上